

平成30年度

第9回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：平成31年1月31日（木）午前10時00分～午前10時54分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 S6会議室

議 事

(1) 「くるる」の変更について

○松波会長 まず、府中市の「くるる」における、くるる管理組合店舗部会 管理者 会長 濱中重美による変更届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、事務局からご説明申し上げます。着席にて失礼いたします。

審議案件の概要「くるる」の変更につきましてご説明申し上げます。

資料1の1ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年7月31日、設置者はくるる管理組合店舗部会 管理者 会長 濱中重美、店舗の名称はくるる、所在地は東京都府中市宮町一丁目50番地、小売業者名は日本トイザラス株式会社ほか27者でございます。この店舗は府中駅前の再開発事業による商業及び住宅の複合施設となっており、商業施設としましては、核テナントのトイザラスのほか、再開発前にこちらで事業を営んでいた事業者の方も小売店舗や飲食店として入居している状況でございます。このほかに、公共施設、映画館TOHOシネマズなどが併設されている建物となっております。

今回の変更の内容ですが、隔地駐輪場の位置の変更となります。届出書の24ページをご覧ください。当該施設の駐輪場は現在、敷地内3カ所、合わせて68台のほか、近隣の京王線高架下駐輪場に322台分を確保しておりますが、今般、この高架下施設の賃借契約が更新されずに満了となることから、代替として新たな隔地駐輪場の借り受けを行いまして、これを届出駐輪場とするものでございます。

新たに設置する隔地駐輪場は2カ所となります。次のページ、25ページ、図面No. 3-2をご覧ください。当該店舗の西隣も再開発ビルとなっておりますが、武蔵府中ル・シーニュに設置されている府中駅南自転車駐車場は、ル・シーニュ自体の施設用の駐輪場とは別に、市の公共駐輪場として設置されておりますが、こちらに200台分。さらに、駅を挟んで反対側、府中駅北第2庁舎自転車駐車場に122台分を確保いたします。届出の総数は390台のままで、変更はございません。新規に設置する2カ所の駐輪場はいずれも府中市の公共駐輪場となっておりますが、現況の利用状況を確認しまして、今回の届出分の台数確保が可能であるとの判断に至っております。利用状況につきましては、後ほど詳細をご説明させていただきます。

変更する理由は、先ほど申し上げましたとおり、現在の隔地駐輪場の契約期間満了のためとなっており、変更する日は平成31年4月1日を予定しております。

続きまして、2、周辺的生活環境等です。当該店舗は、京王線「府中駅」の南約40メートルに位置しておりまして、用途地域は周辺合わせ、商業地域となっております。店舗東側は市道を挟んで店舗、事務所及び集合住宅が立地、西側は市道を挟んで店舗が立地、南側は市道を挟んで店舗及び集合住宅が立地、北側は市道を挟んで鉄道高架があり、高架下は店舗となっております。

3、説明会についてですが、平成30年8月28日（火）午後7時から府中市市民活動センタープラッツで開催されましたが、出席者はなしということで報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、府中市の意見を平成30年9月13日に受理しておりますが、意見はございませんでした。公告による申出者の意見もございませんでした。

続きまして、資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果となりますが、こちらも全て意見なしとなっております。

続きまして、資料3に移ります。宇於崎委員より事前にご質問を頂戴しております。「現状の駐輪場のうち京王線高架下駐輪場における来店者の利用状況調査はないのか。新たな隔地駐車場である府中駅南自転車駐輪場と府中駅北第2庁舎自転車駐車場の現状の利用状況調査はないか。現状における自転車利用の来店者のうち何台分が新たな隔地駐車場を利用するようになるのか、その際、2つの隔地駐輪場の駐車可能台数を超えることはないのか、この点の検討結果はどのようになっているのか。」

裏面の2ページより利用状況調査の結果を添付しております。まず現状ですが、表1、変更前駐輪場の利用実績のとおり、調査日におけるNo. 4、今回廃止となります京王線高架下駐輪場の最大在庫台数は194台となっております。これを時間帯別に出したものが表2となります。

次に、新たに確保する変更後駐輪場No. 4（府中駅南自転車駐車場）とNo. 5（府中駅北第2庁舎自転車駐車場）の現状の利用状況調査ですが、3ページの表3及び表4のとおりとなります。

まず、表3です。変更後No. 4となります府中駅南自転車駐車場の調査日における最大利用率は約20%、380台程度の空きがある状況でした。このため、今回くる用と

して200台を確保しても、十分に余裕があるものと考えております。また、この施設は公共駐輪場ですので、空きさえあれば、実際には200台を超える利用も可能ということになります。

次に、店舗から距離のある変更後駐輪場No. 5の利用実績は、表4のとおり定期利用と時間貸しの合計で1,000台前後となっております。こちらの施設の収容台数は2,414台となっておりますので、利用が多い日でも1,300台以上の空きがあったということになります。今回くる用に122台を確保しても、こちらも十分に余裕のあるものと考えております。

以上のとおり、実利用ベース、先ほど申し上げました廃止の京王線高架下駐輪場の最大在庫が194台という状況でございましたので、実際今回こちらを廃止した部分は、ほぼ変更後の駐輪場No. 4で充足できるものと考えております。しかしながら、施設としましては、府中市自転車の放置防止に関する条例において設置を求められる駐輪台数を確保する必要がございます。このため、駐輪場No. 5においても台数を確保して、届出を今回行うこととしたものとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いや、結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 実利用ベースで問題ないということではあるんですけども、さすがに最初に見たときには、No. 5は遠いなと純粹に思ったところで、今回の件は実利用ベースでいいだろうということだろうとは思いますが、基準としては、何かそういった設置の距離とか、そのあたりに関するものはどうなっているのでしょうか。

○宮崎課長代理 こちらは府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則というものがございまして、基本的には駐輪場の位置は施設の敷地からおおむね50メートル以内となっている基準がございます。当然ですが、今回の施設はこの基準を満たしていないという状況で、歩行距離は約350メートル程度とかなり距離のあるものとなっております。歩行者専用の屋根つきのデッキなどで行き来は可能ということではありますが、市役所との調整ですね。こちらは市の公共駐輪場を使うということで、市役所とは十分に調整をした結

果、こちらの駐輪場をお借りできるということで調整が成ったと伺っております。

○中西委員 ということは、今回の審議すべき内容というのは、つまり基準的にはきっといろいろあるにせよ、実利用ベースで問題ないのではないかというところを認めるということですね。わかりました。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 すみません、意見とかではないんですけれども、最近隔地駐車場の契約満了で変更というのが何件か出てきたかと思うんですけれども、参考までにお聞きしたいんですけれども、もともとあった駐輪場というのは割と立地のいいところにあたりとかするんですけれども、この後、駐輪場をやめて、何か別なものにお使いになったりとかするケースというのは最近多いんでしょうか。

○伏見担当課長 こちらのケースでいきますと、No. 4、現行の駐輪場の後はどうも別な施設をつくるように整備されていますが、詳細は把握しておりません。確かに隔地駐車場につきましては、これまでの事例でも、駐車場として使わなくなって、別の利用をするという事例もございます。ただそこは駐車場事業者の都合でございますので、それを踏まえた上で、きちんと必要な駐車場、台数を確保していただくように、こちらとしても届出の中で調整することで対応しております。

○新田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 府中市のホームページに、新たにくるるに近接して、府中南第2自転車駐車場というのが平成31年2月にできると書いてありましたので、4月1日の届出には間に合うかもしれないんですけれども、この場合、第2駐車場というのは、この店舗に誘導する場合には、また新たに変更の届出を出す必要があるんでしょうか。

○宮崎課長代理 ホームページの中身を確認していませんが、申しわけございません。南に第2駐車場ができるというような内容のものでございますか。

○木村委員 そう書いてあったんですけれども。

○宮崎課長代理 新たな駐輪場になりますNo. 4、府中駅南自転車駐車場自体は現在も運用されている施設になります。北第2庁舎自転車駐車場という部分ですが、1月、今月

中は改修中となっております、こちらについて2月にオープンするという事は把握していましたが、申しわけありません。南の第2、新しいものというのはこちらでは把握しておりません、届出の中に入るというものでもないということになるかと思えます。

○木村委員 了解しました。すみません。その近くにできた場合でも、新たに届出を出さないと誘導はできないということでしょうか。

○宮崎課長代理 店舗側で看板等で駐輪場の場所を示すときには、契約が必要となります。立地法の届出有無とは別に、くるるさん自体が新しい駐輪場と契約をすることは、可能性としてはございますので、その際は、店舗の案内として、新しい駐輪場を案内することもあるかもしれません。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 今回のこのくるるさんの案件に限らずなんですけれども、一般論としてお伺いしたいんですが、駐輪場の賃貸借契約の期間とか条件などについて、審議の対象にはなっていないくて、切れたときに、新しい駐輪場を確保するという段になって、この変更についての審議を行うというようなたてつけになっているということなんでしょうか。といいますのも、短期の賃貸借契約になっている場合には不安感が否めないことがあるかと思えますので、そこがどのようになっているか、教えていただけませんか。

○伏見担当課長 制度的には、賃貸借契約の期間についてはこちらで基準を持っているということではなく、事業者さんの契約の中でやっただいていてということになります。ただ、駐輪場の位置に変更がある場合には必ず事前に届け出ていただくこととなります。もし期間が短いものであれば、あらかじめ切れる時期もわかっているわけですので、切れる時期に合わせてきちんと別のところを確保して、届出を出していただくという形になるかと思えます。その様な形で調整をさせていただいているところです。

○野田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 それでは、審議会として本案件は意見なしと決定いたしたいと思えますが、

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは「くるる」におけるくるる管理組合店舗部会 管理者 会長 濱中重美による変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、府中市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすることを決定いたします。

(2) 「第一ひばりが丘ビル」の変更について

○松波会長 続きまして、西東京市の「第一ひばりが丘ビル」における、三菱UFJ信託銀行株式会社による変更の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では「第一ひばりが丘ビル」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の3ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年8月13日、設置者は三菱UFJ信託銀行株式会社、店舗の名称は第一ひばりが丘ビル、所在地は東京都西東京市住吉町三丁目9番8号、小売業者名は合同会社西友でございます。

主な変更内容は、隔地駐車場の一部を隔地駐輪場に転用するものと営業時間の朝延刻でございます。店舗はひばりが丘駅に近く、自転車利用が大変多い状況でございます。逆に自動車の利用には余裕があるという状況から、隔地2の駐車場を縮小し、この場所に新たに隔地駐輪場を設けることといたします。このほか、隔地の駐車場1につきましては場内の安全確保のための台数整理、敷地南側の駐車場3につきましては従業員駐輪場の確保のため、それぞれ駐車マスを減らすこととしておりまして、3カ所の駐車場の総収容台数は現在の163台から37台減の126台とする計画となります。

続きまして、駐輪場ですが、届出上は既存の駐輪場1が517台から447台、2では150台から120台にと、ともに台数を減らすものとなっておりますが、実態としての収容台数は、今回区画の整理を行いまして現在よりも増やす予定としております。駐輪場1及び2の減につきましては、立地法の届出上の登録台数を新設する隔地駐輪場に100台分移したという意味合いと考えていただければよいかと思っております。このため、届出上の総収容台数は667台で変更はございませんが、実態としましては、3の隔地駐輪場の新設を含め、総収容台数は400台弱増やす変更を予定しております。

変更する理由は、需要に応じた駐輪場の増設及び駐車場の整理のためとなっており、平成31年4月1日の実施を予定しております。

次に、開店時刻の変更ですが、従前午前9時であったものを2時間早め、午前7時の開店といたします。また、これに合わせまして、隔地1の駐車場の利用時間を2時間早め、午前6時30分から利用できるものといたします。こちらは、朝の通勤通学時間帯の需要を見込んだための変更となりまして、8カ月制限がかからない変更に該当いたしますので、既に平成30年9月1日より実施済みとなっております。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、西武池袋線「ひばりヶ丘駅」の南約60メートルに位置しておりまして、用途地域は、商業地域が99.7%、近隣商業地域が0.3%となります。店舗東側は近隣商業施設でマンションが隣接、西側は市道を挟んで商業地域となっており、当該店舗の隔地駐車場1、事業所が立地、南側は市道を挟んで第二種中高層住居専用地域、その先は第一種低層住居専用地域となっておりまして、当該店舗の隔地駐車場に住宅等が立地、北側は駅前広場を挟んでひばりヶ丘駅となっているような環境となります。

なお、隔地駐車場1は商業地域、隔地駐車場2は第二種中高層住居専用地域と第一種低層住居専用地域にまたがる場所にあり、それぞれの駐車場の利用可能時間帯は用途地域を考慮した設定となっております。

3、説明会についてですが、平成30年8月27日（月）午後7時から午後8時まで、イチョウホールで開催されまして、出席者は11名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、西東京市の意見を平成30年11月30日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、協議会からの意見もございません。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 説明会では特に何か質問があったりとかってなかったんですか。

○伏見担当課長 説明会では幾つか質問が出ております。例えば騒音に関する質問では、駐輪場の変更に伴う騒音ですとか、駐車マスを減らす考え方とか、営業時間を変更しているのはどうしてですかという話、荷さばき関係の音が大きいといった質問が出ております。

す。

○宇於崎委員 別に問題なく終わったと理解してよろしいですか。

○伏見担当課長 出席者にはきちんと回答いたしまして、そこは納得していただいていると聞いております。

○宇於崎委員 わかりました。結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 これは手続上の質問なんですけれども、届出台数よりも駐輪場が実質かなり増えるということで、なぜあえてその数字で届けないのかということについて、こんな事情があるというのがあれば伺いたいんですけれども。

○宮崎課長代理 市の条例上の台数としましては633台で足りているところがございます、立地法の届出では667台となっている。逆に言いますと、これ以上の部分につきましては、店舗側の裁量で減らすことが可能となりますので、その部分を加味して、全部を届けていないものと推測いたします。

○中西委員 なるほど、わかりました。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 駐輪場の料金については特に変更はないということでしょうか。

○宮崎課長代理 こちらの駐輪場は駅に近いほうから段階的に料金を設定している状況と伺っております。駅に近い側が店舗にとっても一番利用がしやすい部分となりますが、逆に駅の利用者がどうしても駐輪をしたいということで、停めておられるような状況もありまして、店舗に近い側から高い設定となっております。今回新設する駐輪場3についての利用料金については未定とのことですが、恐らくは今までの駐輪場よりも低い設定になってくるということで、店舗から遠い側に自転車利用者を誘導しようというような意図があると伺っております。

○新田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 今ちらと説明会の時に騒音で問題になったという住民からの意見があったんですけれども、そのときに具体的な対策をするということで対応しているのでしょうか。

○伏見担当課長 説明会の時には、荷さばき場の音がうるさいという質問、意見があったように聞いております。それにつきましては、届出書に書いてございますが、環境に配慮した上で「静音に努めて運営してまいります」ということと、もし万が一、問題が起きた場合には「誠意を持って対応いたします」という説明をしております。

○木村委員 ただ、近隣住民から意見があったときには迅速に対応することになっていると思うんですけども、それは騒音に対する意見というか、苦情ではないんですか。意見というか、それは苦情・意見には当たらないんですか。要するに、騒音の場合、13ページに基準値よりかオーバーしている場所がかなりありますので、意見があった場合には、できるだけ誠意を持って対応すると書いてあるんですけども、それは意見には当たらないということですか。

○伏見担当課長 制度上の意見ということではなくて、説明会の中で表明されたお話ということになっております。そこにつきましては、今申し上げましたように、もしそういう状況がさらに発生するようであればきちんと対応してまいりますということでございますので、その状況も踏まえながら、必要な対応がもしあれば、きちんとしていただくということで東京都としても環境配慮を行っている判断をさせていただきます。

○宮崎課長代理 事務局からのご説明で申し上げました申出者の意見につきましては、法に基づきまして、東京都に意見という形で正式に出されたものはなかったというご説明の内容になっておりますので、説明会の中で地元の住民の方々から、いろいろ要望なりご意見があったということにつきましては、こちらの資料等に載ってくるような意見とはなりません。具体的には設置者の方と事業者の方で対応していただく内容になっております。

ちなみに、先ほどの荷さばき場もしくは荷さばき場の裏側にあります廃棄物保管施設周辺の部分で、やはり一部、音に関するご意見等を店舗側が受けているようなところもあったと聞いておりますが、例えば店の改修を行った際に床について、静音床を採用するなど具体的な対策はとってきておられるということですので、直接お店の方々とお話をする機会があれば、どうしてもこのような話は出てきてしまうものとは思いますが、その都度、例えば施設作業員の方には注意していただく等の対策はして、引き続き静音には努めていきたいということで事業者からは説明を受けているところでございます。

○木村委員 結構です。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 特にありません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 細かい表記の問題なんですけれども、資料の37ページの廃棄物保管施設詳細図を見ると「届出不要の増をしており、届出容量57.41m³のところを60.55m³で運用しております」とあるんですけれども、26ページの図面だと廃棄物保管施設の容量が57.41m³のままの表記になっていますので、ここは実際の60.55m³で記されたほうがよいかと思います。それだけです。

○宮崎課長代理 ありがとうございます。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは「第一ひばりが丘ビル」における三菱UFJ信託銀行株式会社による変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、西東京市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定したいと思います。

(3) 「ニトリ大田大鳥居店」の変更について

○松波会長 最後に、大田区の「ニトリ大田大鳥居点」における、株式会社ニトリによる変更の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 それでは「ニトリ大田大鳥居店」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の5ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年8月14日、設置者は株式会社ニトリ、店舗の名称はニトリ大田大鳥居店、所在地は東京都大田区東糀谷二丁目12番22号、小売業者名は株式会社ニトリほか1者でございます。

主な変更の内容は、利用実態に合わせた駐車台数の減及び新規テナントの誘致に係る閉店時間等の変更となります。

まず1点目、駐車場の位置及び収容台数につきまして、利用実績に基づき台数を減じる変更を行います。今回の変更にあわせ、現在ニトリが営業を行っている地下1階から地上2階までの3フロアのうち、地下階を食品スーパーに変更する前提で、冷凍機等の室外機器を設置する必要があります。3階、4階駐車場の一部をその室外機の設置スペースとして転用いたします。また、屋上階では、既存駐車マスの一部を従業員用に転用することといたします。合計で現在の総収容台数236台から31台減の205台と届出を行っております。

変更後の駐車台数の算出につきましては届出書の6ページをご覧ください。今回の地下階のテナント誘致は地下の既存売り場の転用となりますので、売り場面積に変更はございませんが、業態の変更を考慮しまして、地下フロアの分、増床したものとみなした計算を行っております。まず、現在のニトリにおける年間最大駐車台数を実績から算出し、これに新規テナントの分、地下階の面積の台数を指針から算出して、これを足し合わせたものが変更後の台数となっております。

次に、閉店時刻ですが、現在の午後9時閉店を地下1階の新規テナントのみ午前0時閉店に変更いたします。また、この営業時間の変更に伴いまして、駐車場の利用時間帯も現在の午後9時30分までとなっているものを翌午前0時30分までに延長いたします。

変更する理由は、駐車場が利用実態に合わせた収容台数とするため、閉店時間及び駐車場利用時間帯が新規テナントの運営に必要な営業時間とするためとなりまして、変更する日は平成31年4月15日との届出となっております。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、京浜急行空港線「大鳥居駅」の北約250メートルに位置しております。店舗近隣の用途地域としましては、店舗西側の国道131号線、産業道路沿いが近隣商業地域となっておりまして、その周辺は準工業地域という状況です。当該店舗も産業道路に面しておりますので、敷地の用途地域は両地域にまたがっており、準工業地域が78.6%、近隣商業地域が21.4%となっております。店舗東側は区道を挟んでビジネスホテルが建設中、これは、届出時には建設中でしたが、昨年10月から営業を開始しております。反対側、西側は国道131号（産業道路）を挟んで店舗及び集合住宅が立地、南側は区道を挟んで住宅及び事務所が立地、北側は区道を挟んで事務所、住宅及び駐車場が立地しているといった環境です。

3、説明会についてですが、平成30年10月9日（火）午後7時から午後8時まで、

糀谷文化センター第一集会室で行われまして、出席者数は16名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、大田区の意見を平成30年12月13日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

続きまして、資料2、協議会からの意見ですが、こちらも全て意見なしとなっております。

続きまして、資料3、宇於崎委員、一ノ瀬委員より、事前にご質問をいただいております。資料3の最終ページ、4ページ目をご覧ください。

まず、宇於崎委員からのご質問、「今回の変更により設備機器設置のために普通自動車の駐車する駐車マスがほとんどなくなり、小型自動車用ばかりとなっている。現状の駐車場の利用状況を見て、小型自動車用の駐車マスのみで支障はないか。特にこれまでの家具・インテリアに特化した店舗から、食品スーパーを複合化した店舗に変更した場合、客層も異なってくるのが予測されるが、不都合はないか。」

設置者からの回答は次のとおりです。「ご指摘のとおり、変更後の図面では普通車用の駐車マス(2.5m×6.0m)の車室が減るため、東京都駐車場条例の附置義務を満たさなくなります。このため、一部の小型車用の駐車マスを拡張し、附置義務分の普通車用駐車マス、全体では15台分を確保いたします。なお、当店舗の小型車用の駐車マスは2.5m×5.0mと幅員が広めの車室を基本としており、車両通路の幅にも余裕があることから、実態として、普通車でも小型用駐車マスに支障なく駐車できるものとなっております。このため、客層に変化があったとしても、十分対応できるものと考えております。」

続きまして、一ノ瀬委員からのご質問です。「届出書16ページでは廃棄物の排出予測量が15.32m³とされていますが、44ページの廃棄物保管施設詳細図の表では排出予測量の合計が28.5999m³となっています。これらの予測量の値の違いはどのように解釈すればよいのでしょうか。」

設置者からの回答ですが、「44ページの数値は、本案件の新設時の排出予測量(指針に基づく計算による)を誤って今回の変更の届にも記載してしまったものとなっております。本案件は、ニトリ単独店から店舗の一部を食品スーパーに変える計画のもと、駐車台数や営業時間を変更するものです。変更後の廃棄物の排出予測量は、ニトリ分を事業用

大規模建築物における再利用計画書の値といたしまして、指針に基づき算出した食品スーパー店舗面積相当の排出予測量を上乗せした値としておりまして、16ページの記載が正しい値となります。」こちら、資料の事務局の確認が足りておらず、申しわけございませんでした。44ページにつきましては、数字を修正したものをお手元のつづりに挟み込ませていただいておりますので、こちらをもとにご審議をお願いしたいと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案についてご審議をお願いします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 地下1階と駐車場階だけが夜間3時間ぐらい営業するんですが、図面上にはそのフロアにはトイレがない。これは大丈夫なんですか。

○宮崎課長代理 閉鎖エリアの状況につきましては、設置者に確認して回答させていただきます。申しわけございません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ありません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 従業員の駐車台数というか、駐車場を少し増やすということなんですけれども、先ほど第一ひばりが丘ビルのところでも聞き忘れてしまったんですが、午前1時だとか午前0時だとかで閉店時間を変更した場合に、従業員の帰りの足といたしますか、帰れるものなんでしょうか。車通勤ということで、この駐車場を増やされたということですか。

○伏見担当課長 具体的な従業員の方の具体的な雇用管理までは把握しておりませんが、駅にも近いところなので、時間によっては恐らく帰れる方もいらっしゃると思いますし、おっしゃるように車での通勤ということも含めて、対応を考えているところでございますので、それも含めた今回の駐車場の変更という形になるのかと推測しております。

○新田委員 何台ぐらい増やされたんですか。特に記載されていなかったような気がするんですけども、あいているところという……。

○宮崎課長代理 変更後、従業員駐車場は51台分のマスを確保することになります。

○新田委員 ありがとうございます。かなりあるということですね。同時に、営業時間が増えたときの従業員の健康管理ですとか、こことは関係ないんですけども、私たちは一応経営のほうの立場なので、そういうのも同時にされるものなんでしょうか。余り変わらない

……。

○伏見担当課長 届出に当たっては、そこの部分についてこちらで受けているものはないんですが、当然運営の中できちんとやっていただくことになると思います。

○新田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 届出書の14ページに、駐車場の件で、運用面の対策として「夜間の駐車場利用制限エリアの設定・周知」と書いてあるんですけども、図面のどの部分にその制限エリアが描いてあるんでしょうか。

○宮崎課長代理 こちら騒音資料に記載をさせていただいております。騒音資料の騒音16ページから18ページに22時以降の利用制限をかけるエリアを網かけで示させていただいております。

○木村委員 了解しました。普通は届出書のほうに記載すべきではないでしょうか。

○宮崎課長代理 資料のつくり方につきましては注意させていただきます。申しわけございませんでした。

○木村委員 了解しました。すみません。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 特にありません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 また細かい点で恐縮なんですけど、16ページの廃棄物等の排出量等の予測の計算の式を書いていただいているんですけども、排出量から1日当たりの排出容量を出すときに $C \div D$ をして計算している、もしくは $C' \div D$ をしているんですけども、年を1日当たりに直しているの、1回365で割る計算をしないと、ここに書いてあるような数字が出てきませんので、その点だけ修正をしていただければと思います。

○宮崎課長代理 注意させていただきます。申しわけございません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思っております。

が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは「ニトリ大田大鳥居店」における株式会社ニトリによる変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、大田区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定したいと思います。

以上で本日の議題3件の審議は終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。